

公 示

25C10号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年11月6日

関東運輸局長 藤 田 礼 子

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号	25C10
届出を行った一般乗合 旅客自動車運送事業者名	西武バス 株式会社
対象となる路線	事案番号 25C10-1 埼玉県朝霞市東弁財1丁目2番先 埼玉県朝霞市浜崎703番地先 0.28キロ 事案番号 25C10-2 埼玉県朝霞市泉水3丁目1番先 埼玉県朝霞市泉水3丁目6番先 0.53キロ 事案番号 25C10-3 埼玉県川越市久保町14-7先 埼玉県川越市小仙波町3丁目14-1先 0.95キロ 事案番号 25C10-4 埼玉県川越市小仙波847番地先 埼玉県川越市並木新町8-1先 1.8キロ 事案番号 25C10-5 埼玉県川越市並木新町8-1先 埼玉県川越市並木新町2-1先 0.15キロ 事案番号 25C10-6 埼玉県川越市笠幡3724-6番地先 埼玉県川越市笠幡3733-5番地先 0.13キロ 事案番号 25C10-7 埼玉県川越市笠幡3724-6番地先 埼玉県川越市笠幡4873-3番地先 0.86キロ

	事案番号 ２５Ｃ１０－８ 埼玉県飯能市大字中居４９－７先 埼玉県狭山市根岸２丁目７－２４先 ６．８５キロ 事案番号 ２５Ｃ１０－９ 埼玉県入間市大字野田３０７８－１３先 埼玉県飯能市緑町２６先 ２．１キロ
廃止の予定日	令和８年４月１日
廃止を必要とする理由	深刻な運転士不足の問題に対応するべく、運行回数の減回を含めた対応を行ったが、要員不足解消の兆しが未だ見られないため。

２．意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第１５条の２第２項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から１０日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は埼玉運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の１０日前までに別途通知します。

（参 考）

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第１５条の２第１項の規定により、実施予定日の６ヵ月前までに届け出ることによって実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る廃止を行った場合における旅客利便の確保

についての意見を聴取し、同条第３項及び第４項に基づく廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。